

**滝沢市新型インフルエンザ等
対策行動計画の概要**

滝沢市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画策定の背景

- (1) 新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- (2) 病原性の高い新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)が発生した場合には、国家の危機として、国及び地方自治体等においては実施体制の整備等特別の措置を講ずる必要があるため、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行された。
- (3) 本市においては、特措法の制定以前の平成21年に「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「新型インフルエンザ対策行動計画別冊:三段階(感染拡大期・まん延期・回復期)村内危険レベルにおける各課の行動マニュアル」を策定していたが、特措法の施行、政府及び県の新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を受け、市の対策の充実強化を図るため新たに、行動計画及び対策マニュアルを策定する。
- * 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ見直しを行う。また、政府行動計画や県行動計画の見直しがあった場合は、適時適切に変更を行う。

2 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

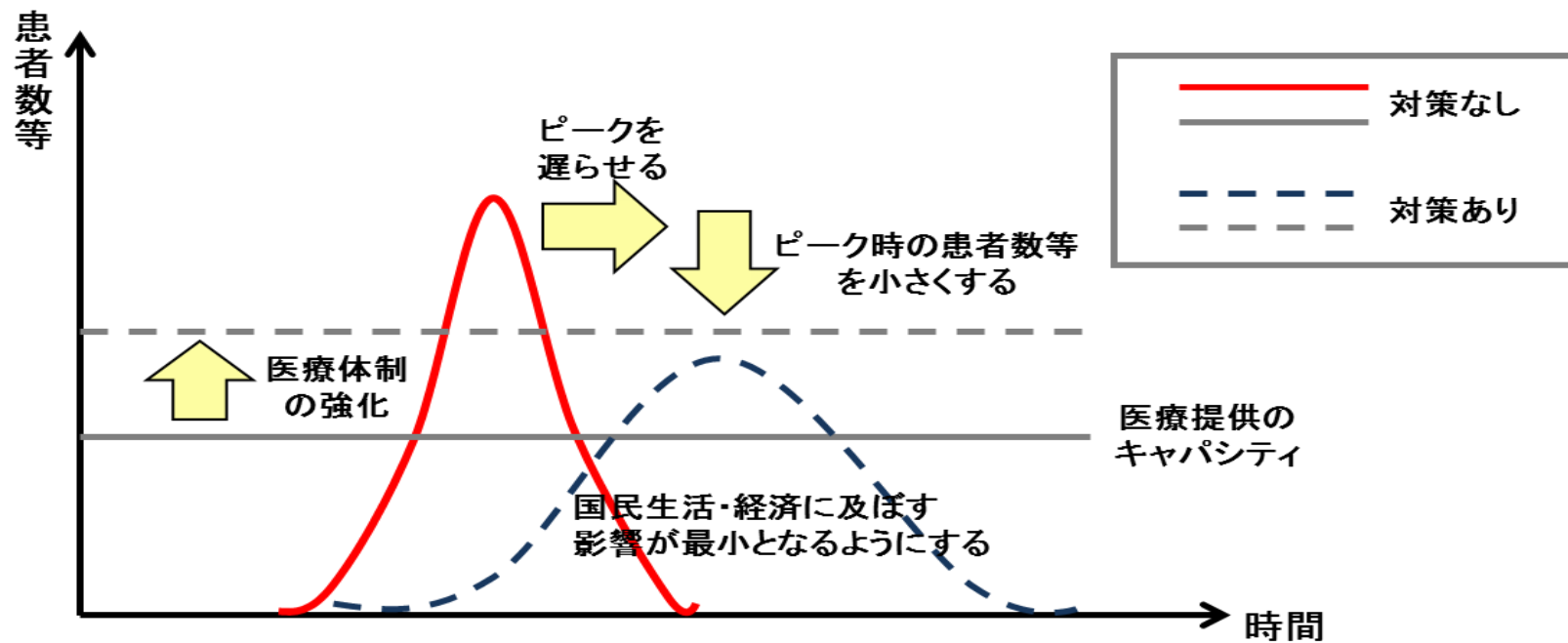
<p>新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1号)</p>	<p>新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)</p>	<p>新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項1号) 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがみとめられるもの。 (例:2009年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1))</p>
		<p>再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項2号) かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがみとめられるもの。(例:スペインかぜ、アジアかぜ等)</p>
	<p>新感染症 (感染症法第6条第9項)</p>	<p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の病状とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの。 (特措法第2条第1号において限定) (例:重症急性呼吸器症候群(SARS))</p>

3 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

(1) 対策の目的と戦略

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

【 対策の効果 概念図 】



(2) 対策実施上の留意点

- ① 基本的人権の尊重
- ② 危機管理としての特措法の性格
- ③ 関係機関相互の連携協力の確保
- ④ 記録の作成・保存

(3) 被害想定

区分		滝沢市	岩手県	全国
人口		55,063人	1,294千人	1億2,730万人
り患者数(人口の25%)		約13,760人	約323千人	約3,183万人
受診患者数		約10,850人	約254千人	約2,500万人
入院患者数	中等度	約230人	約5.4千人	約53万人
	重度	約860人	約20千人	約200万人
死亡者数	中等度	約70人	約1.7千人	約17万人
	重度	約280人	約6.5千人	約64万人
1日あたりの最大入院患者数	中等度	約40人	約1,030人	約10.1万人
	重度	約170人	約4,060人	約39.9万人

(注1) 病原性が中等度: 1957年アジアインフルエンザ等程度(致命率0.53%)

(注2) 病原性が重度: 1918年スペインインフルエンザ等程度(致命率2.0%)

(注3) 人口比率は、全国と岩手県においては総務省の「人口推計年報」(H25.10.1)から算出。

(全国127,300千人、岩手県1,294千人)

4 行動計画のポイント

項目	特色
(1)実施体制	<p>新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を受けての対応(特措法34条)</p> <p>市長を本部長とした対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県が対策本部を設置した段階で、対策本部(任意の場合も含む)を設置 ・政府が緊急事態宣言を発出した場合法定による設置 <p>* 連絡室(海外発生期)、警戒本部(県内未発生期)の設置</p>
(2)まん延防止	<p>新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言を受けての対応(特措法45条)</p> <p>県において実施する以下の対策に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出自粛要請 ・施設の使用制限、催事の開催制限の要請
(3)予防接種	<p>①登録事業者に対する特定接種の実施(特措法第28条)</p> <p>②住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合 <p style="padding-left: 40px;">臨時の予防接種:特措法46条に基づく実施(全市民対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われていない場合 <p style="padding-left: 40px;">予防接種法第6条第3項に基づく接種(希望者対象)</p>
(4)市民生活及び市民経済の確保	<p>①要援護者への生活支援</p> <p>②埋葬・火葬の円滑な実施の要請</p>

5 発生段階ごとの主な対策の概要

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等からの情報収集 ・発生の早期確認に努める ・体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生の遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生の遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活・市民経済の最小限化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の策定 ・連携体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡室会議を通じた情報収集及び初動対応の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒本部の設置 ・警戒本部を通じた情報収集及び対策の協議、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の設置 ・対策本部会議を通じた情報の収集及び対策の協議、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の継続 ・感染拡大に伴う対策の変更決定、体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の廃止(緊急事態解除宣言発出時) ・対策の評価・見直し
ス ー サ ー 情 報 イ ラ ン 集 ム	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等からの情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・国や県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・国や県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・国や県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・国や県が実施するサーベイランスへの協力
情 報 共 有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供、共有について庁内外の体制整備 ・相談窓口の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段による情報提供 ・相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段による情報提供 ・相談窓口の体制充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段による情報提供 ・相談窓口の体制充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な手段による情報提供 ・相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波の可能性の情報提供 ・相談内容の集約と共有化 ・相談窓口の縮小

項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
まん予 延防 防・ 止	・個人レベル、地域・ 職場レベルでの感染 予防や対応方法につ いて普及啓発	・発生状況や感染防止策の 情報提供	・市民等への手洗い、 咳エチケット等の感染 対策の勧奨	・市民等への手洗い、 咳エチケット等の感染 対策の勧奨 ・臨時休校等の対応の 検討 【緊急事態宣言発出時】 ・外出自粛要請、施設の使用制限等 (県が実施、適宜協力)	・市民等への手洗い、 咳エチケット等の勧奨 ・臨時休校等の適切な 実施	・発生状況・注意喚起に関する 国の見直し内容を市民に周知
予 防 接 種	・特定接種、住民接種 の体制整備	・特定接種の準備、開始 ・住民接種の準備	・特定接種の実施 ・住民接種の順次開始	・特定接種の継続 ・住民接種の継続	・特定接種の継続 ・住民接種の継続	・流行の第二波に備えた住民接 種の継続
医 療	・県が実施する医療体 制の確保への協力 ・医療資器材の備蓄・ 整備	・県が示す新型インフルエ ンザ等の症例定義の周知 ・県が実施する医療体制整 備への協力 【緊急事態宣言発出時】 ・帰国者・接触者センター の設置、帰国者・接触者 外来の指定 (県が実施、適宜協力)	・県が実施する医療体 制整備への協力	・県が実施する医療体 制整備への協力 【緊急事態宣言発出時】 ・医療等の確保 (県が実施、適宜協力)	・県が実施する医療体 制整備への協力 ・在宅療養者への支援 【緊急事態宣言発出時】 ・医療等の確保 ・臨時医療施設の設置 (県が実施、適宜協力)	・流行の第二波に備える
市民 経 市 済 民 の 生 安 活 定 及 の 確 保	・市業務計画の作成 等 ・要援護者への生活 支援の方法の検討 ・火葬能力の把握 ・物資の備蓄	・県が実施する事業者に対 する感染防止策周知への 協力 ・埋葬・火葬の円滑な実施 方策の検討	・県が実施する事業者 に対する感染防止策周 知への協力 ・市民に対し、物資の購 入に際しての適切な行 動を呼びかけ	・県が実施する事業者 に対する感染防止策周 知への協力 ・市民に対し、物資の 購入に際しての適切な 行動を呼びかけ 【緊急事態宣言発出時】 ・指定(地方)公共機関は 事務実施に必要な措置開 始 ・緊急物資の運送 ・市は物資の供給確保等 を事業者等に要請	・県が実施する事業者 に対する感染防止策周 知への協力 ・市民に対し、物資の購 入に際しての適切な行 動を呼びかけ 【緊急事態宣言発出時】 ・指定(地方)公共機関 は事業継続 ・緊急物資の運送 ・市は物資の供給確保等を 事業者等に要請 ・要支援者の生活支援	・市民に対し、物資の購入に際 しての適切な行動を呼びかけ